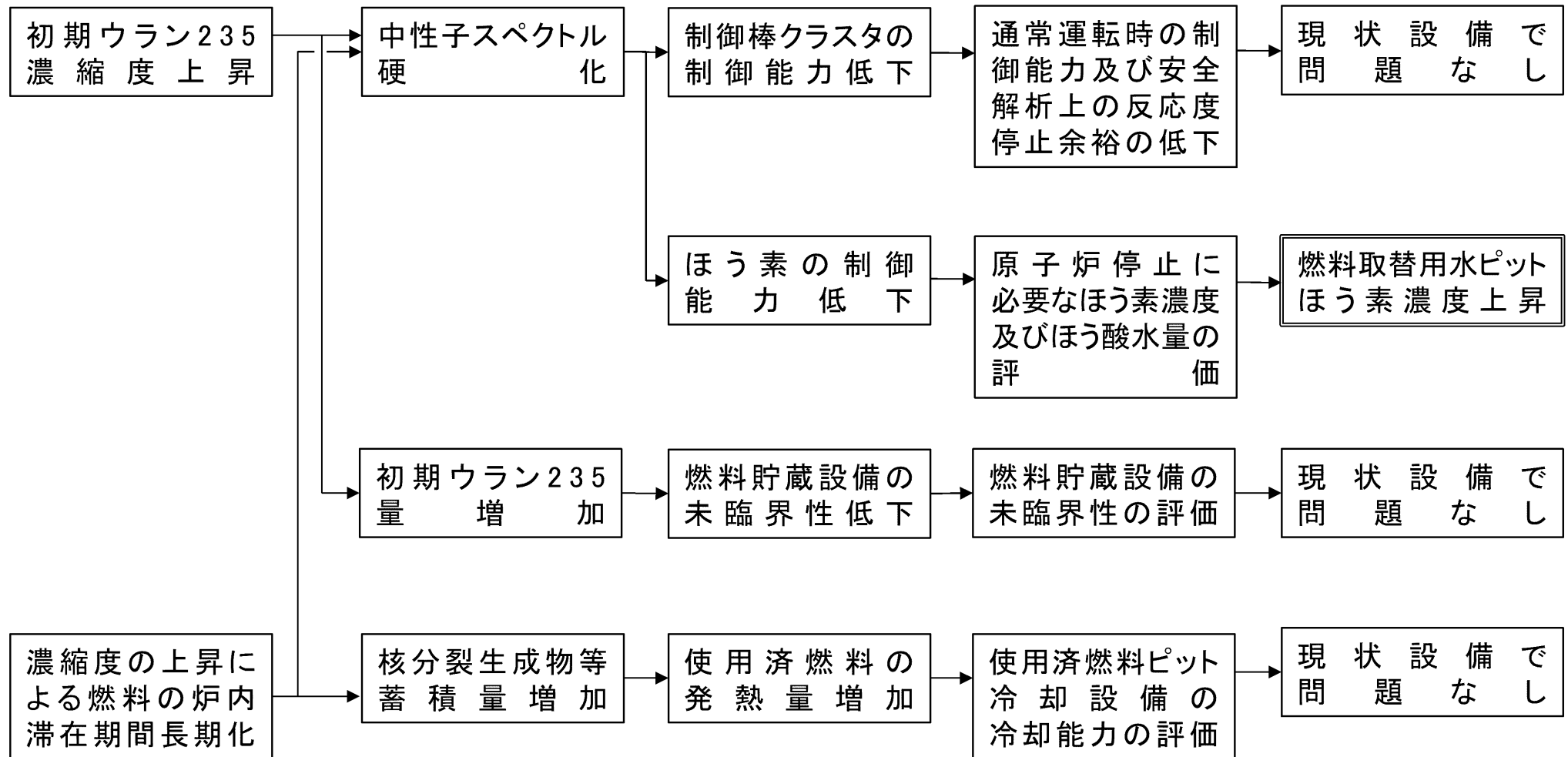


参 考



○運転時の異常な過渡変化の評価結果 (本文十号イ項関係)

項目	最小DNBR		燃料中心温度		燃料エンタルピー		原子炉圧力(注5)		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
判断基準	≥ 1.17 (ITDP)(注1) ≥ 1.42 (GSTM)(注1) ≥ 1.30 (W-3相関式)		<2,590°C (注4)	<2,570°C (注4)	≤ 712 kJ/kg・UO ₂		原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力 ≤ 18.88 MPa[gage]		
1. 原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	—		—		約367kJ/kg・UO ₂	約378kJ/kg・UO ₂	約17.0MPa[gage] 【約17.6MPa[gage]】	約17.0MPa[gage] 【約17.6MPa[gage]】	
2. 出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	約1.36(ITDP)	約1.64(GSTM)	約2,300°C	約2,300°C	—		圧力上昇幅 約0.7MPa	圧力上昇幅 約0.7MPa	
3. 制御棒の落下及び不整合	(落下)	約1.31(ITDP)	約1.66(GSTM)	溶融点未滿	溶融点未滿	—		圧力上昇幅 約0.2MPa	圧力上昇幅 約0.2MPa
	(不整合)	約1.37(ITDP)	約1.72(GSTM)	溶融点未滿	溶融点未滿	—		初期状態で一定	初期状態で一定
4. 原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈	(注2)		(注2)		—		(注2)		
5. 原子炉冷却材流量の部分喪失	約1.60(ITDP)	約1.92(GSTM)	溶融点未滿	溶融点未滿	—		圧力上昇幅 約0.5MPa	圧力上昇幅 約0.5MPa	
6. 原子炉冷却材系の停止ループの誤起動	約1.29(ITDP)	(注3)	約2,240°C	(注3)	—		圧力上昇幅 約0.9MPa	圧力上昇幅 約0.7MPa	
7. 外部電源喪失	「原子炉冷却材流量の喪失」及び「主給水流量喪失」の解析結果に包含される。								
8. 主給水流量喪失	—		—		—		約17.4MPa[gage] 【約18.0MPa[gage]】	約17.4MPa[gage] 【約18.0MPa[gage]】	
9. 蒸気負荷の異常な増加	約1.57(ITDP)	約1.90(GSTM)	溶融点未滿	溶融点未滿	—		圧力上昇幅 約0.2MPa	圧力上昇幅 約0.2MPa	
10. 2次冷却系の異常な減圧	約3.2 (W-3相関式)	約3.3 (W-3相関式)	溶融点未滿	溶融点未滿	—		過度に上昇する ことはない。	過度に上昇する ことはない。	
11. 蒸気発生器への過剰給水	約1.65(ITDP)	約2.00(GSTM)	溶融点未滿	溶融点未滿	—		圧力上昇幅 約0.2MPa	圧力上昇幅 約0.2MPa	
12. 負荷の喪失	約1.73(ITDP)	約2.13(GSTM)	溶融点未滿	溶融点未滿	—		約17.9MPa[gage] 【約18.5MPa[gage]】	約17.9MPa[gage] 【約18.5MPa[gage]】	
13. 原子炉冷却材系の異常な減圧	約1.55(ITDP)	約1.93(GSTM)	—		—		—		
14. 出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動	初期値より増加	初期値より増加	—		—		過度に上昇する ことはない。	過度に上昇する ことはない。	

(注1)統計的熱設計手法:Improved Thermal Design Procedure、改良統計的熱設計手法:Generalized Statistical Thermal-design Method

(注2)反応度添加率が「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」で使用した範囲に含まれているので、この解析に包絡される。

(注3)原子炉出力、熱流束の最大値が低く問題とならない。

(注4)二酸化ウラン燃料の融点(2800°C)から不確定性(ステップ1燃料:200°C、ステップ2燃料:220°C)及び燃焼に伴う融点低下(32°C/10Gwd/t)を考慮。

(注5)【 】内は、原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力を表す。原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力は、原子炉圧力に約0.57MPa加えた値。

☐:最も厳しくなる事象の評価結果 —:安全評価指針にて判断基準の適用対象となっていない項目。

○設計基準事故の評価結果 (本文十号口項関係)

項目	炉心損傷・冷却能力の維持		燃料エンタルピ		原子炉圧力(注4)		原子炉格納容器健全性	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
判断基準	燃料被覆管最高温度: $\leq 1.200^{\circ}\text{C}$ 局所的な最大Zr-水反応量: $\leq 15\%$ 全炉心平均Zr-水反応量: 原子炉格納容器健全性確保の見地から十分低い値であること(1%以下) 最小DNBR: ≥ 1.17 (ITDP)、 ≥ 1.42 (GSTM)(注1) ≥ 1.30 (W-3相関式)		$\leq 963\text{kJ/kg}\cdot\text{UO}_2$	$\leq 791\text{kJ/kg}\cdot\text{UO}_2$ (注3)	原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力 $\leq 20.59\text{MPa}[\text{gage}]$		原子炉格納容器内圧力: $\leq 0.392\text{MPa}[\text{gage}]$ 原子炉格納容器内温度: $\leq 144^{\circ}\text{C}$ 原子炉格納容器内水素濃度: $\leq 4\%$	
1. 原子炉冷却材喪失	大破断	(施栓率0%) 燃料被覆管最高温度: $\boxed{\text{約}950^{\circ}\text{C}}$ 局所的な最大Zr-水反応量: $\boxed{\text{約}0.4\%}$ 全炉心平均Zr-水反応量: $\boxed{\leq 0.3\%}$	(施栓率0%/10%) 燃料被覆管最高温度: $\boxed{\text{約}984^{\circ}\text{C}}$ / $\text{約}979^{\circ}\text{C}$ 局所的な最大Zr-水反応量: $\boxed{\text{約}0.4\%}$ / $\text{約}0.4\%$ (注2) 全炉心平均Zr-水反応量: $\boxed{\leq 0.3\%}$ / $\leq 0.3\%$	—	—	最高圧力: $\text{約}0.320\text{MPa}[\text{gage}]$ 最高温度: $\text{約}133^{\circ}\text{C}$ 水素濃度: $\text{約}3.5\%$	最高圧力: $\text{約}0.308\text{MPa}[\text{gage}]$ 最高温度: $\text{約}132^{\circ}\text{C}$ 水素濃度: $\text{約}2.7\%$	
	小破断	(施栓率0%) 燃料被覆管最高温度: $\text{約}719^{\circ}\text{C}$ 局所的な最大Zr-水反応量: $\text{約}0.2\%$ 全炉心平均Zr-水反応量: $\leq 0.2\%$	(施栓率0%/10%) 燃料被覆管最高温度: $\text{約}684^{\circ}\text{C}$ / $\text{約}670^{\circ}\text{C}$ 局所的な最大Zr-水反応量: $\text{約}0.1\%$ / $\text{約}0.1\%$ 全炉心平均Zr-水反応量: $\leq 0.1\%$ / $\leq 0.1\%$	—	—	(静的機器単一故障) 最高圧力: $\text{約}0.320\text{MPa}[\text{gage}]$ 水素濃度: $\text{約}3.6\%$	(静的機器単一故障) 最高圧力: $\text{約}0.308\text{MPa}[\text{gage}]$ 水素濃度: $\text{約}2.8\%$	
2. 原子炉冷却材流量の喪失	最小DNBR(ITDP): $\text{約}1.47$	最小DNBR(GSTM): $\text{約}1.77$	—	—	圧力上昇幅 $\text{約}0.7\text{MPa}$	圧力上昇幅 $\text{約}0.7\text{MPa}$	—	
3. 原子炉冷却材ポンプの軸固着	最小DNBR(ITDP): $\text{約}1.28$	最小DNBR(GSTM): $\text{約}1.53$	—	—	$\text{約}16.8\text{MPa}[\text{gage}]$ 【 $\text{約}17.3\text{MPa}[\text{gage}]$ 】	$\text{約}16.8\text{MPa}[\text{gage}]$ 【 $\text{約}17.4\text{MPa}[\text{gage}]$ 】	—	
4. 主給水管破断	最小DNBR(ITDP): $\text{約}1.37$	最小DNBR(GSTM): $\text{約}1.63$	—	—	$\text{約}17.8\text{MPa}[\text{gage}]$ 【 $\text{約}18.4\text{MPa}[\text{gage}]$ 】	$\text{約}17.8\text{MPa}[\text{gage}]$ 【 $\text{約}18.4\text{MPa}[\text{gage}]$ 】	—	
5. 主蒸気管破断	最小DNBR(W-3): $\text{約}1.44$	最小DNBR(W-3): $\text{約}1.57$	—	—	過度に上昇することはない	過度に上昇することはない	—	
6. 制御棒飛び出し	—	—	(BOC) $\text{約}562\text{kJ/kg}\cdot\text{UO}_2$	(BOC) $\text{約}282\text{kJ/kg}\cdot\text{UO}_2$	$\text{約}17.3\text{MPa}[\text{gage}]$ 【 $\text{約}17.8\text{MPa}[\text{gage}]$ 】	$\text{約}16.9\text{MPa}[\text{gage}]$ 【 $\text{約}17.4\text{MPa}[\text{gage}]$ 】	—	
	—	—	(EOC) $\text{約}586\text{kJ/kg}\cdot\text{UO}_2$	(EOC) $\text{約}358\text{kJ/kg}\cdot\text{UO}_2$	—	—	—	
7. 蒸気発生器伝熱管破損	最小DNBR(ITDP): $\text{約}1.45$	最小DNBR(GSTM): $\text{約}1.75$	—	—	—	—	—	

(注1)統計的熱設計手法: Improved Thermal Design Procedure、改良統計的熱設計手法: Generalized Statistical Thermal-design Method

(注2)両端破断の場合は、局所的な最大Zr-水反応量は約1%となる。

(注3)RIE報告書(燃焼の進んだ燃料に対する制限値の変更)対応に伴う変更。

(注4)【】内は、原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力を表わす。原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力は、原子炉圧力に約0.57MPa加えた値。

$\boxed{}$: 最も厳しくなる事象の評価結果 —: 安全評価指針にて判断基準の適用対象となっていない項目。

○設計基準事故時の被ばく評価結果 (本文十号口項関係)

項 目	実効線量 (mSv)				判断基準 (mSv)
	4号炉		3号炉		
	変更前	変更後	変更前	変更後	
放射性気体廃棄物処理施設の破損	約0.066	約0.089	約0.077	約0.083	≤5
蒸気発生器伝熱管破損	<u>約0.12</u>	<u>約0.24</u>	<u>約0.24</u>	<u>約0.23</u>	
燃料集合体の落下	約0.030	約0.039	約0.033	約0.026	
原子炉冷却材喪失	約0.072	約0.095	約0.086	約0.11	
制御棒飛び出し	約0.032	約0.031	約0.038	約0.036	

下線部は5項目の中で最も厳しい実効線量を示す。

○周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果 (本文九号八項関係)

線量の評価結果 (1号、2号、3号及び4号炉合算)

項 目	実効線量 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	
	変更前	変更後
希ガスの γ 線に起因する実効線量	約 2.5	約 2.8
液体廃棄物中に含まれる放射性物質に起因する実効線量	約 2.8	約 2.8
よう素に起因する実効線量	約 2.5	約 2.1
合 計	約 7.8	約 7.7
判断基準	≤ 50	

○「重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故」の評価結果 (本文十号八項関係)
 有効性評価については、4号炉の方が3号炉よりも厳しくなる結果については、3号炉へも4号炉の
 評価結果を反映。

・ 運転中の原子炉における重大事故

【格納容器過圧破損】

項 目	結 果		判断基準
	変更前 (3号炉)	変更後 (4号炉)	
Cs-137放出量 (TBq) (7日間)	約4.5	約5.5	100TBqを下回っていること。

・ 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故

【想定事故1】

項 目	結 果	
	変更前(4号炉)	変更後(4号炉)
判断基準	・燃料有効長頂部が冠水していること。 ・放射線の遮へいが維持される水位を確保すること。 ・未臨界が維持されていること。	
冷却停止から沸騰開始までの時間	約13時間	約13時間
使用済燃料ピット水位が放射線の遮へいが維持できる最低水位まで低下する時間	約2.1日	約2.1日
(使用済燃料ピットへの注水を開始する時間)	(7時間50分)	(7時間50分)
未臨界の維持 (実効増倍率)	0.966	0.939

【想定事故2】

項目	結 果	
	変更前(4号炉)	変更後(4号炉)
判断基準	・燃料有効長頂部が冠水していること。 ・放射線の遮へいが維持される水位を確保すること。 ・未臨界が維持されていること。	
冷却停止から沸騰開始までの時間	約11時間	約11時間
使用済燃料ピット水位が放射線の遮へいが維持できる最低水位まで低下する時間	約1.4日	約1.3日
(使用済燃料ピットへの注水を開始する時間)	(7時間50分)	(7時間50分)
未臨界の維持 (実効増倍率)	0.966	0.939

・ 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故

【反応度の誤投入】

項目	結果	
	変更前(4号炉)	変更後(4号炉)
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料有効長頂部が冠水していること。 ・放射線の遮へいが維持される水位を確保すること。 ・未臨界を確保すること。 	
燃料有効長頂部の冠水	炉心は満水が維持されており、燃料有効長頂部が冠水している状態であるとともに、原子炉容器ふたが閉止されている状態であることから、放射線の遮へいを維持できる。	
放射線遮へいの維持		
未臨界の確保	運転員が異常状態を検知し、希釈停止を行うまでに十分な時間余裕があることから未臨界を確保できる。	
	警報発信: 約51分 臨界: 警報発信から約11分	警報発信: 約68分 臨界: 警報発信から約16分

(凡例)

適用欄		申請欄	
○	適用対象条文	◎	申請書本文の変更に関連するもの
×	適用対象外	○	申請書本文に変更に関連しないが、添付書類の変更に関連するもの
		●	申請書本文及び添付書類の変更が無いもの
		×	申請対象外

条文		条文との関連性			備考
		適用	4号申請	3号申請	
第1条	適用範囲	×	×	×	本条文は、設置許可基準規則適用範囲の説明であり、要求事項ではないため適用対象外。
第2条	定義	×	×	×	本条文は、設置許可基準規則で使用する言葉の定義であり、要求事項ではないため適用対象外。
第3条	設計基準対象施設の地盤	○	×	×	本条文は、設計基準対象施設全般に係る条文であるが、高燃焼度燃料を使用した場合でも燃料の使用及び貯蔵場所に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないため申請対象外。
第4条	地震による損傷の防止	○	●	×	本条文は、地震による損傷の防止に係る条文であり、高燃焼度燃料を使用した場合でも既設置許可の本文及び添付書類に変更はないが、燃料の仕様変更を行うため既設置許可の設計方針を適用できることを確認することから申請対象。
第5条	津波による損傷の防止	○	×	×	本条文は、設計基準対象施設全般に係る条文であるが、高燃焼度燃料を使用した場合でも津波による損傷の防止に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないため申請対象外。
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	●	×	本条文は、外部からの衝撃による損傷の防止に係る条文であり、高燃焼度燃料を使用した場合でも既設置許可の本文及び添付書類に変更はないが、燃料の仕様変更を行うため既設置許可の設計方針を適用できることを確認することから申請対象。
第7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×	×	本条文は、設計基準対象施設全般に係る条文であるが、高燃焼度燃料を使用した場合でも発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないため申請対象外。

条文		条文との関連性			備考
		適用	4号申請	3号申請	
第8条	火災による損傷の防止	○	×	×	本条文は、設計基準対象施設全般に係る条文であるが、高燃焼度燃料を使用した場合でも、火災による損傷の防止に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないため申請対象外。
第9条	溢水による損傷の防止等	○	×	×	本条文は、設計基準対象施設全般に係る条文であるが、高燃焼度燃料を使用した場合でも、溢水による損傷の防止等に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないため申請対象外。
第10条	誤操作の防止	×	×	×	本条文は、誤操作の防止に係る条文であるため、適用対象外。
第11条	安全避難通路等	×	×	×	本条文は、安全避難通路等に係る条文であるため、適用対象外。
第12条	安全施設	○	○	○	(4号炉) 本条文は、安全施設に係る条文であり、高燃焼度燃料を使用した場合でも既設置許可の本文に変更はないが、燃料の仕様変更及び気象資料の更新を行うため既設置許可の設計方針を適用できることを確認することから申請対象。 (3号炉) 本条文は、安全施設に係る条文であり、高燃焼度燃料を使用した場合でも既設置許可の本文に変更はないが、気象資料の更新を行うため既設置許可の設計方針を適用できることを確認することから申請対象。
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	○	◎	◎	(4号炉) 本条文は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止に係る条文であり、設計基準対象施設は運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において要件を満足する設計とする。 (3号炉) 本条文は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止に係る条文であり、設計基準対象施設は設計基準事故時において要件を満足する設計とする。
第14条	全交流動力電源喪失対策設備	×	×	×	本条文は、全交流動力電源喪失対策設備に係る条文であるため、適用対象外
第15条	炉心等	○	◎	×	本条文は、炉心等に係る条文であり、炉心及び燃料集合体は基準を満足する設計とする。

条文		条文との関連性			備考
		適用	4号申請	3号申請	
第16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	○	◎	×	本条文は、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に係る条文であり、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設は、基準を満足する設計とする。
第17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	×	×	本条文は、原子炉冷却材圧力バウンダリに係る条文であるため、適用対象外。
第18条	蒸気タービン	×	×	×	本条文は、蒸気タービンに係る条文であるため、適用対象外。
第19条	非常用炉心冷却設備	○	×	×	本条文は、非常用炉心冷却設備に係る条文であり、非常用炉心冷却設備である燃料取替用水ピットのほう素濃度が変更となるものの、ほう素濃度は25条要求に基づき設定しており、19条要求で設計しているものではなく、また、その他の設備仕様に変更は無いため、申請対象外。
第20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	×	×	×	本条文は、一次冷却材の減少分を補給する設備に係る条文であるため、適用対象外。
第21条	残留熱を除去することができる設備	×	×	×	本条文は、残留熱を除去することができる設備に係る条文であるため、適用対象外。
第22条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	×	×	×	本条文は、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備に係る条文であるため、適用対象外。
第23条	計測制御系統施設	○	×	×	本条文は、計測制御系統施設に係る条文であり、計測制御系統施設である制御棒クラスタ及び化学体積制設備の反応度制御能力が変更となるものの、反応度制御能力は25条要求に基づき設定しており、23条要求で設計しているものではなく、また、その他の設備仕様に変更は無いため、申請対象外。
第24条	安全保護回路	×	×	×	本条文は、安全保護回路に係る条文であるため、適用対象外。
第25条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	○	◎	×	本条文は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る条文であり、反応度制御系統及び原子炉停止系統は基準を満足する設計とする。
第26条	原子炉制御室等	○	×	×	本条文は、原子炉制御室等に係る条文であり、高燃焼度燃料の使用により放射性物質の炉心内蓄積量が増加するが、居住性評価への影響は軽微であり、既存設備及びそれらの運用の変更は伴わず、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないため申請対象外。
第27条	放射性廃棄物の処理施設	○	◎	◎	本条文は、放射性廃棄物の処理施設に係る条文であり、放射性廃棄物の処理施設は基準を満足する設計とする。
第28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	×	×	×	本条文は、放射性廃棄物の貯蔵施設に係る条文であるため、適用対象外。

条文		条文との関連性			備考
		適用	4号申請	3号申請	
第29条	工場等周辺における直接線等からの防護	×	×	×	本条文は、工場等周辺における直接線等からの防護に係る条文であるため、適用対象外。
第30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	○	×	×	本条文は、放射線からの放射線業務従事者の防護に係る条文であり、高燃焼度燃料の使用により、使用済燃料からの線源強度が変化するが、設計用線源強度に包絡されることから、既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、基準適合性確認結果に影響を与えるものではないため申請対象外。
第31条	監視設備	×	×	×	本条文は、監視設備に係る条文であるため、適用対象外。
第32条	原子炉格納施設	×	×	×	本条文は、原子炉格納施設に係る条文であるため、適用対象外。
第33条	保安電源設備	×	×	×	本条文は、保安電源設備に係る条文であるため、適用対象外。
第34条	緊急時対策所	×	×	×	本条文は、緊急時対策所に係る条文であるため、適用対象外。
第35条	通信連絡設備	×	×	×	本条文は、通信連絡設備に係る条文であるため、適用対象外。
第36条	補助ボイラー	×	×	×	本条文は、補助ボイラーに係る条文であるため、適用対象外。
第37条	重大事故等の拡大の防止等	○	◎	◎	本条文は、重大事故等の拡大の防止等に係る条文であり、発電用原子炉施設は重大事故等が発生した場合の拡大の防止等について必要な措置を講じる設計とする。
第38条	重大事故等対処施設の地盤	×	×	×	本条文は、重大事故等対処施設に係る条文であるため、適用対象外。
第39条	地震による損傷の防止	×	×	×	同上
第40条	津波による損傷の防止	×	×	×	同上
第41条	火災による損傷の防止	×	×	×	同上
第42条	特定重大事故等対処施設	○	×	×	本条文は、特定重大事故等対処施設に係る条文であり、高燃焼度燃料の使用により放射性物質の炉心内蓄積量が増加するが、居住性評価への影響は軽微であり既存設備及びそれらの運用の変更は伴わず、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないため申請対象外。
第43条	重大事故等対処設備	×	×	×	本条文は、重大事故等対処設備に係る条文であるため、適用対象外。
第44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	×	×	本条文は、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に係る条文であるため、適用対象外。

条文		条文との関連性			備考
		適用	4号申請	3号申請	
第45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	×	本条文は、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に係る条文であるため、適用対象外。
第46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	×	×	本条文は、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に係る条文であるため、適用対象外。
第47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	×	本条文は、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に係る条文であるため、適用対象外。
第48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	×	×	本条文は、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に係る条文であるため適用対象外。
第49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	×	×	本条文は、原子炉格納容器内の冷却等のための設備に係る条文であるため、適用対象外。
第50条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	×	×	本条文は、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に係る条文であるため、適用対象外。
第51条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×	×	×	本条文は、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に係る条文であるため、適用対象外。
第52条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	×	×	本条文は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に係る条文であるため、適用対象外。
第53条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	×	×	本条文は、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に係る条文であるため、適用対象外。
第54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	○	×	×	本条文は使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に係る条文であり、高燃焼度燃料の使用により貯蔵される使用済燃料が変更となるが、既存設備及びそれらの運用の変更は伴わず、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないため申請対象外。

条文		条文との関連性			備考
		適用	4号申請	3号申請	
第55条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	×	×	本条文は、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る条文であるため、適用対象外。
第56条	重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	×	×	×	本条文は、重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備に係る条文であるため適用対象外。
第57条	電源設備	×	×	×	本条文は、電源設備に係る条文であるため、適用対象外。
第58条	計装設備	×	×	×	本条文は、計装設備に係る条文であるため、適用対象外。
第59条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	○	×	×	本条文は、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に係る条文であり、高燃焼度燃料の使用により放射性物質の炉心内蓄積量が増加するが、居住性評価への影響は軽微であり、既存設備及びそれらの運用の変更は伴わず、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないため申請対象外。
第60条	監視測定設備	×	×	×	本条文は、監視測定設備に係る条文であるため、適用対象外。
第61条	緊急時対策所	○	×	×	本条文は、運転員が緊急時対策所にとどまるための設備に係る条文であり、高燃焼度燃料の使用により放射性物質の炉心内蓄積量が増加するが、居住性評価への影響は軽微であり、既存設備及びそれらの運用の変更は伴わず、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないため申請対象外。
第62条	通信連絡を行うために必要な設備	×	×	×	本条文は、通信連絡を行うために必要な設備に係る条文であるため、適用対象外。